

# 鳥取縣公報

縣 令

昭和十五年八月二十日  
第千五百五十八號

火 曜 日

本書ノ大キサ國定規格A<sup>5</sup>判

## ◇鳥取縣令第五十九號

民有林開發林產物搬出施設補助規程左ノ通定ム

昭和十五年八月二十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

### 民有林開發林產物搬出施設補助規程

第一條 森林資源ノ保護ヲ圖リ且林產物ノ増産ヲ確保スル爲、民有林ヲ開發シ、木材及木炭ノ増産ニ必要ナル林產物搬出施設ヲ爲スモノニ對シ本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ左ニ掲グル事業ニ要スル費用ニ對シ森林組合、森林組合聯合會又ハ市町村ニ之

ヲ交付ス、但シ別ニ縣ヨリ獎勵金又ハ補助金ノ交付ヲ受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 縣ノ設計ニ依リ、森林組合又ハ森林組合聯合會ノ行フ車道、木馬道、牛馬道並ニ之ニ附隨スル土場ノ新設、増設又ハ改設

二 主トシテ市町村有林ヲ開發スル爲、縣ノ設計ニ依リ、市町村ノ行フ前號ノ搬出設備ノ新設、

増設又ハ改設

前項第一號ノ補助金ハ森林組合、又ハ森林組合聯合會ノ外、市町村ニシテ其ノ區域ヲ地區トスル森林組合、又ハ森林組合聯合會ナキモノノ前項第一號ノ事業ニ要スル費用ニ對シ之ヲ交付スルコトアルベシ、此ノ場合ニ於テハ市町村ハ特別ノ事由ニ依リ知事ノ認可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外其ノ區域ヲ地區トスル森林組合、又ハ森林組合聯合會成立シタル場合ニ於テハ當該施設ヲ之ニ讓渡スベキモノトス

第三條 補助金ノ額ハ前條第一項各號ノ費用ノ中、直接其ノ工事ニ要スル費用ノ二分ノ一以內トス

第四條 補助金ハ其ノ搬出施設ニ依リ開發セラルベキ森林ニ付其ノ事業施行ノ年度及其ノ翌年度ニ於テ其ノ森林蓄積ノ十分ノ二以上ノ材積ニ相當スル林木ヲ伐採スル計畫ヲ樹立實施スル場合ニ限リ之ヲ交付ス

治水、森林資源ノ保續其ノ他特別ノ事由ニ依リ前項ノ伐採計畫ヲ變更セントスルトキハ知事ノ認可ヲ受クベシ

第五條 補助金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ、民有林開發林產物搬出施設施行申請書(様式第一號)ニ左ノ書類ヲ添付シ前年度一月三十一日限知事ニ提出スベシ

一 事業豫定書並位置圖(様式第一號附表ノ一)

二 關係議會決議書

三 伐採計畫書(様式第一號附表ノ二)

四 生産見込量調査(様式第一號附表ノ三)

第六條 縣ハ前條ノ申請書ニ依リ審査ノ上適當ト認めタルトキハ、承認ヲナスモノトス、但シ路

線、經費、伐採量等ヲ指示シ變更セシムルコトアルベシ

第七條 前條ニ依リ承認ヲ受ケタルモノハ、民有林開發林產物搬出施設補助申請書(様式第一號)ニ左ノ書類ヲ添付シ直ニ知事ニ提出スベシ

一 事業豫定書並位置圖(様式第一號附表ノ一)

二 關係議會決議書

三 歳入出豫算書抄本

四 設計書及圖面

五 林道管理規程

第八條 補助ノ指令ヲ受ケタル後設計其ノ他申請事項ヲ變更セントスルトキハ知事ノ認可ヲ受クベシ

第九條 本規程ニ依リ施行セル搬出施設ハ知事ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ、其ノ用途ヲ變更シ又ハ之ヲ處分スルコトヲ得ズ

第十條 事業完了シタルトキハ竣功届(様式第三號)ニ經費内譯書ヲ添附シ直ニ知事ニ提出スベシ

第十一條 補助金ハ事業完了後、検査ヲ行ヒ之ヲ交付ス、但シ特殊ノ事情ニ依ルモノハ工事ノ中途ト雖モ完了區域内ヲ檢定上補助金ノ内渡ヲ爲スコトアルベシ

第十二條 補助金ノ交付ヲ受ケタルモノハ其ノ交付ヲ受ケタル年度及其ノ翌年度ニ於テ本規程ニ依リ施行セル搬出施設ニ依リ搬出セル木材、木炭ノ數量ヲ様式第四號ニ依リ毎年四月三十日限、知事ニ報告スベシ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ補助ノ指令ヲ取消シ、又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

- 一 本規程ニ違反シタルトキ
  - 二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
  - 三 申請書、竣功届其ノ他關係書類ニ虛偽ノ記載ヲナシ又ハ不正ノ行爲アリタルトキ
- 第十四條 本規程ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ施行地市町村長ヲ經由スベシ
- 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五條中前年度一月三十一日限トアルハ昭和十五年度ニ限リ昭和十五年八月三十日限トス

様式 第一號

昭和 年度民有林開發林產物搬出施設施行申請書

昭和 年度ニ於テ別紙事業豫定書ノ通事業實行致度候條御承認相成度鳥取縣令第五十九號民有林開發林產物搬出施設補助規程ニ依リ左記關係書類添附此段及申請候也

年 月 日

郡(市) 町(村) 長

(森林組合長)

(森林組合聯合會長)

氏

名



知事宛

- 記
- 一 關係議會決議書 (事業豫定書ノ通決議ノコト) 一通
  - 二 伐採計畫書 (様式第一號附表ノ二) 二通
  - 三 生産見込量調査書 (様式第一號附表ノ三) 二通
  - 四 位置圖 一通

(注意)

- 一 本申請書ハ利用區域ヲ異ニスル毎ニ別紙トス
- 二 位置圖ハ參謀本部陸地測量部發行五萬分ノ一地形圖ニ左ノ事項ヲ明示スルコト
  - (イ) 路線ハ赤色ヲ以テ車道ハ——牛馬道ハ——牛馬道ハ——土場ハ□印
  - ニヨリ其ノ施行位置ヲ記入スベシ
  - (ロ) 利用區域ハ黄色ヲ以テ其ノ境界ニ陰影ヲ附スルコト

様式 第一號 附表ノ一

昭和 年度民有林開發林產物搬出施設事業豫定書

自 郡

町大字

字

番

至 郡

町大字

字

番

一 工事施行箇所

二 路 線 名  
 三 工 種  
 四 延長(又ハ面積)  
 五 幅 員  
 六 經 費  
 七 施行 期間 自 昭和 年 月 日 至 昭和 年 月 日  
 八 利用區域面積及蓄積  
 內譯 工事費  
 用地費其他  
 線 道新設(増設、改設)  
 米(平方米)  
 圓 圓 圓 圓 圓 圓 圓 圓

所有別	用材林面積	蓄積	合計	其他面積
公有林	町	町	町	町
社寺有林				
私有林				
合計				

合計

九 本年度伐採搬出豫定數量

用材 薪材 炭  
 石 石 貫

一〇 本林產物搬出施設ハ本町(村)ヲ地區トスル森林組合又ハ森林組合聯合會成立シタル場合ニ於テハ之ニ讓渡スモノトス。

様式 第一號 附表ノ二  
 伐採 計畫 書

大字	地番	用材林	薪炭林	森林所有者	備考
		町	町		
		石	石		
		町	町		
		石	石		
		町	町		
		石	石		
		町	町		
		石	石		
		町	町		
		石	石		

合計												

(注意)

備考欄ニハ伐採豫定年度記入ノコト

様式 第一號 附表ノ三

生産見込量調書

從前ノ生産量 増産量

合計	素材 (丸太)		木炭		薪材		素材 (丸太)		木炭		薪材	
	針葉樹	闊葉樹	針葉樹	闊葉樹	針葉樹	闊葉樹	針葉樹	闊葉樹	針葉樹	闊葉樹	針葉樹	闊葉樹
	石	石	石	貫	石	貫	石	貫	石	貫	石	貫

(注意)

一 木表ニハ利用区域内民有林ヨリノ生産量ヲ掲記スルコト

二 從前ノ生産量欄ニハ林道開設前ニ當該利用区域内ヨリ生産セラレタル數量ヲ掲記スルコト

三 増産量欄ニハ林道開設ニ依リ從前ノ生産量ヨリ増加スベキ數量ヲ掲記スルコト

様式 第二號

昭和 年度民有林開發林産物搬出施設補助申請書

昭和 年度ニ於テ別紙事業豫定書ノ通事業實行可致候條相當補助金御交付相成度鳥取縣令第五十九號民有林開發林産物搬出施設補助規程ニ依リ左記關係書類添附此段及申請候也

年 月 日

郡(市) 町(村)長

(森林組合長)

(森林組合聯合會長)

氏

名

印

知事宛

記

- 一 關係議會決議書 (事業豫定書ノ通決議ノコト) 一通
- 二 歳入出豫算書抄本 一通
- 三 設計書及圖面 一通
- 四 林道管理規程 一通

(注意)

- 一 事業豫定書並ニ位置圖ハ第六條ニ依ル承認ヲ受ケタルモノタルコトヲ要ス
- 二 事業豫定書ハ二通提出ノコト

様式 第三號

昭和 年度民有林開發林產物搬出施設竣功届

自 郡 町大字 字 番

一 工事施行箇所 至 郡 村大字 字 番

二 路線名並種類 線 米 (平方米)

三 延長 (面積) 及幅員 米 (平方米)

四 經費 金 圓也

米道

五 施行期間 自 昭和 年 月 日 至 昭和 年 月 日

右竣功致候ニ付別紙經費内譯書添附此段及御届候也

年 月 日

郡 (市) 町 (村) 長

(森林組合長)

(森林組合聯合會長)

氏

名

印

知事宛

經費内譯書

種類	數量	單價	總額	備考
		圓	圓	

圓

圓

合計

樣式 第四號 民有林開發林產物搬出施設成績報告書

路線名	竣功年度	伐採搬出年度	材				備考
			針葉樹	闊葉樹	木炭	薪材	
			石	石	貫	石	
合計							

右伐採搬出數量及御届候也

年 月 日

知事宛

告示

郡(市) 町(村)長  
(森林組合長)  
(森林組合聯合組長)  
氏 名 印

鳥取縣告示第六百五十一號  
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル規格外特免綿織物ノ販賣價格左ノ通指定ス  
昭和十五年八月二十日

規格外特免綿織物販賣價格

纖維製品配給統制規則別表甲、乙、丙記載ノ會社以外ノ者ガ販賣スル場合ノ價格

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

種別 使用綿絲 單位 販賣價格

帆 布	織 ベルト	オフセット印刷用布	苗 育 布	太 綾	同	細 綾	同	綿 ネ ル
純 綿 絲	同	同	混 紡 絲	純 綿 絲	混 紡 絲	純 綿 絲	混 紡 絲	純 綿 絲
一貫	同	一反	同	同	同	同	同	同
二 一、 八 〇	一 九、 四 五	一 四 九、 八 〇	二 五、 九 〇	一 〇、 七、 二 五	五 四、 三 〇	三 九、 七 五	一 三、 三、 五 〇	一 八、 一、 三 〇

綿 縮	ガラ紡毛布	紡毛式落綿織物	紺 織	同	久留米 紺	伊 豫 紺	備 後 紺	大 和 紺
同	經混 緯ガラ 紡紡 絲絲	落 綿 絲	混 紡 絲	經混 緯九 紡別 絲絲	混 紡 絲	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
一 四、 七 五	五 〇、 八 五	四 七、 九 〇	四、 一 五	五、 〇 〇	一 三、 六 三	五、 二 一	五、 七 三	九、 六 五



紺地緋	同	同	六、七、三
沖繩緋	同	同	九、四、三

規格外特免綿織物トハ日本特免織物製造會社ノ定ムル規格ノ綿織物以外ノ特免綿織物ヲ謂フ  
モノトス  
鳥取縣告示第六百五十二號  
氣高郡ニ於テ左ノ通り家畜傳染病發生セリ  
昭和十五年八月二十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

病名	畜類	性	年齢	發病年月日	斃死年月日	發病地
氣腫症	牛	牝	一歲	昭和十五年八月十日	昭和十五年八月十一日	氣高郡千代水村安長 藤田健藏

鳥取縣告示第六百五十三號  
產婆登錄名簿ノ取消並訂正者左ノ如シ  
昭和十五年八月二十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

住所 鳥取縣西伯郡境町松枝町七番地  
昭和十三年五月六日死亡ニ依リ昭和十五年七月十日付  
名簿取消方願出ニ對シ昭和十五年八月十日取消  
住所 鳥取縣八頭郡河原町大字河原二〇ノ一九番地  
昭和十五年八月三日住所並開業地移轉ニ依リ昭和十五年八月  
七日付名簿訂正方願出ニ對シ昭和十五年八月十日訂正  
高 田 靜 子  
鳥取縣告示第六百五十四號  
度量衡法施行令第十四條ニ依リ東伯郡倉吉町度量衡器計量器第一種取締左記ノ通施行ス  
昭和十五年八月二十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

検査施行期日	器物提出時間	検査執行場所
自 昭和十五年九月十日 至 昭和十五年九月十三日	自 午前八時 至 午後二時	倉吉町特設度量衡検査場

鳥取縣告示第六百五十五號  
氣高郡神戸村下砂見第二耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ  
昭和十五年八月二十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

辭令

敍 從六位 正七位 板倉永男

從七位 後藤智

同 前田進

同 木村良雄

同 大井英人

同 武井四良次

同 堀口實

同 小原榮次

同 杉本義雄

同 五條榮次

(各通)

敍 正七位 正八位

敍 從七位

東伯郡舍人村長 勳八等功七級 本莊 增藏

東伯郡下北條村長 濱本 眞吉

東伯郡日下村長 松井 眞保

(以上六月十五日付)

敍 勳七等授瑞寶章

東伯郡下北條村長 濱本 眞吉

敍 勳八等授瑞寶章

任 地方事務官 正七位 福田祐一

敍 高等官六等

鳥取縣勸務ヲ命ス

總務部庶務課長ヲ命ス

鳥取縣農林技手 小城清二

農林技手 岡正巳

林産物検査所根拠支所長兼務ヲ命ス

地方事務官 大村 霽

千葉縣勸務ヲ命ス

(以上七月二十五日付)

鳥取縣農林主事補 植田重治郎

願ニ依リ本職ヲ免ス

鳥取縣屬

任 鳥取縣屬

經濟部規畫課兼經濟部商工課勸務ヲ命ス

(以上七月二十六日付)

鳥取職業紹介所職業主事補ニ任ス 河口 晃

鳥取縣警部 段塚 隆壽

任 地方警視

敍 高等官八等

鳥取縣警察部勸務ヲ命ス

警察部警務課長ヲ命ス

補 鳥取縣鳥取警察署長

地方警視 大江 岩次郎

補 鳥取縣米子警察署長

地方警視 青木 秀雄

陞 敍 高等官六等

地方警視 岩垣 新一郎

依願免本官

土木技師兼道路技師 山本 勝也

依願免本官

警部 高野 松藏

倉吉警察署長ヲ命ス

警部 稻村 福惠

警察部刑事課長ヲ命ス

警部 西原 邦夫

八橋警察署長ヲ命ス

警部 但田 茂重

河原警察署長ヲ命ス

警部 高田 門彌

寶木警察署長ヲ命ス

警部 遠藤 恒正

若櫻警察署長ヲ命ス

警部 山本 庸治

警察部巡査教習所長ヲ命ス

警部 牧田 弘

岩井警察署長ヲ命ス

警部 西村 邦造

智頭警察署長ヲ命ス

警部 森本 京藏

港口警察署長ヲ命ス

警部 杉本 宣久

任 鳥取縣警部

警部補 森末 壽

任 鳥取縣警部

警部補 山本 新藏

倉吉警察署勤務ヲ命ス	警部補 田 中 幸 實	鳥取縣農林技手ニ任ス	川 村 精 二
米子警察署勤務ヲ命ス	警部補 加 藤 暉 正	農事試驗場勤務ヲ命ス	(七月二十九日付)
河原警察署勤務ヲ命ス	警部補 武 良 俊 雄	鳥取縣農林技手ニ任ス	稻 田 繁 彦
任 鳥取縣警部補	巡 査 坂 根 幸 男	經濟部農産課勤務ヲ命ス	
警察部警務課勤務ヲ命ス		西伯郡滞在ヲ命ス	(八月五日付)

正 誤

一 昭和十五年八月九日鳥取縣公報第千五百五十五號鳥取縣告示第六百二十號中左ノ通正誤ス

頁 三	行 一	正 誤
		腦、船、

一 昭和十五年八月十三日鳥取縣公報第千五百五十六號鳥取縣訓令第五十六號中左ノ通正誤ス

頁 一	行 二	正 誤
		第三十五號
頁 四	行 六	正 誤
		木炭檢査規則 第二號、第八條若ハ
頁 四	行 六	正 誤
		木灰檢査規則 第二號、若ハ
頁 二	行 六	正 誤
		撰別ノ欄
頁 同	行 六	正 誤
		俵裝ノ欄
頁 同	行 六	正 誤
		二種目
頁 同	行 六	正 誤
		(イ) 縱繩
頁 同	行 六	正 誤
		(ロ) 横繩
頁 同	行 六	正 誤
		口當ヲナス但シ……
頁 同	行 六	正 誤
		兩側トモ……

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同											
二	四	五	六	七	七	二	一	三	六	四	五	四	三	九	一	二	二	七	一	四											
内側ヲ.....	結止トス但シ.....	(ハ) 口繩、	ナラシムベシ	十二番手ノ麻糸	一ヶ所	掛戻シ一ヶ所トス	長邊及厚サ	白、黒炭	木柴、竹ヲ用ヒ	白、黒炭	断面ノ平均直徑	一〇糶未滿	瓦斯用木炭、	第八條削除	「第十六條第三項、」	内側ニ.....	結止トス	(ハ) 口繩	ナラシムルベシ	十二番手麻糸	二ヶ所	掛戻一ヶ所トス	長邊及ビ厚サ	白黒炭	木柴竹ヲ用ヒ	白黒炭	断面平均直徑	一〇未滿	瓦斯用木炭	第八條ヲ削除	「第十六條第三項」

一	八	一	八	一	六
頁	行	頁	行	頁	行
正	誤	正	誤	正	誤
追加更正豫算	追加豫算	糧七・四 (分五寸一)	糧七・四 (分五寸一)	糧七・四 (分五寸一)	糧七・四 (分五寸一)

昭和十五年八月十三日鳥取縣公報號外鳥取縣告示第六百四十一號中左ノ通正誤ス

昭和十五年八月十五日發行鳥取縣公報號外鳥取縣告示第六百五十號中左ノ通正誤ス